

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(防災マップ)

粕屋西小学校から西側の地域では、ほぼ全域において3メートル未満の浸水が予想される。また、多々良川及び須恵川流域の一部の地域においては、5メートル未満の浸水被害が予想される。

(地震：J-SHS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6強以上の地震が今後30年間で3~6%程度の確率で発生するとされている。

(その他)

粕屋町では、過去に梅雨前線に伴う豪雨により6名の死者が出るなど大きな被害も発生している。また近年では、平成21年に18戸の床上浸水、104戸の床下浸水の被害が発生するなど、決して油断できる状況ではない。

(2) 商工業者の状況

- 商工業者数 1,105人
- 小規模事業者数 645人

【内訳】

業種	商工業者数	うち小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
建設業	232	143	町内に広く分布している
製造業	90	34	町内に広く分布している
卸売業	73	36	町内に広く分布している
小売業	153	90	県道607号線沿いに多い
飲食業	94	64	県道607号線沿いに多い
サービス業	328	193	町内に広く分布している
不動産・運送業他	135	85	運送業は福岡インター近くに多く分布している
業種合計	1,105	645	

(3) これまでの取組

① 当町の取組

- 防災計画の策定、防災マップの作成
- 自主防災組織による防災避難訓練の実施、自主防災組織への支援、出前講座の実施

- 防災備品及び食糧の備蓄、民間企業との災害時応援協定の締結
- ② 当会の取組
- 事業者BCPに関する国の施策の周知
  - あいおいニッセイ同和損害保険株式会社や福岡県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進

## II 課題

現状では、緊急時の取組についての具体的な計画はなく、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人材がいない。さらには、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等の職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

## III 目標

項目	目標	取組の内容
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し、災害リスクを認識させる。	セミナーの開催 年1回
協力体制・マニュアルの整備	当会と当町との間に発災時における連絡を円滑に行う情報報告ルートを構築	協議会開催 随時
連携体制の推進	発災後速やかな復興支援策が行える連携体制の構築	協議会開催 随時
保険・共済に対する助言	保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員の育成	勉強会開催 保険会社と共同で巡回 随時

### ※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して、以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害保証等の損害保険等）について説明する。
- 会報や町広報、HP等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組み可能な簡易的なものも含む）の策定による実効性のある取組推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策紹介、損害保険の紹介等を実施する。

## 2) 商工会の事業継続計画の作成

令和2年度末までに作成する。

## 3) 関係団体との連携

- 連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険㈱や福岡県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- 関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共催を行う。

## 4) フォローアップ

- 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- 粕屋町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町、関係団体）を開催し、状況確認や改善点について協議する。

## 5) 当計画に係る訓練の実施

- 自然災害（風水害等）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

## < 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。

電話・FAX・メール・LINEなどのSNS等を利用し、職員の安否確認のほか、業務従事の可否、被害状況を当会と当町で共有する。

### 2) 応急対策の方針決定

- 当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
豪雨における例：職場にいない職員は、命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。等
- 職員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- 被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。  
被害規模の目安は下記を想定

大規模な被害がある	・地域内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地域内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

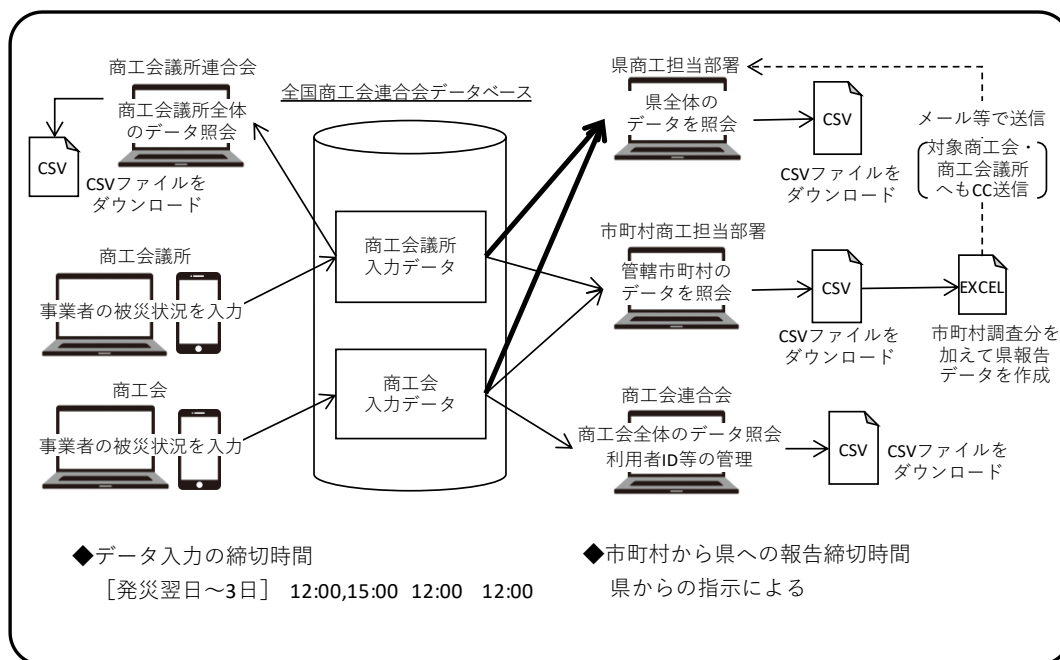
- 本計画により当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～翌日	1日に2回
～2週間	1日に1回
～3週間	2日に1回
3週間～	必要に応じて

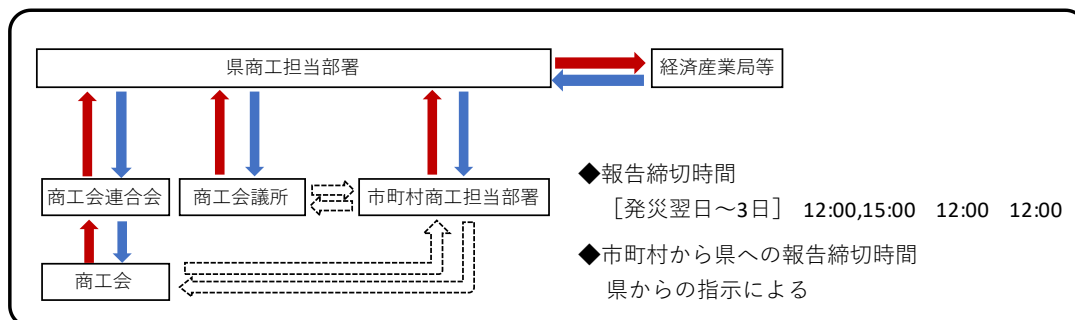
### < 3. 発災時における連絡体制 >

- 自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。商工会災害対応システムを活用する。
- 二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- 当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、予め確認しておく。
- 当会と当町が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会または当町より県の商工担当部署へ報告する。
- 当会は原則、当会災害対応システムに被害状況を入力することで、粕屋町の商工担当部署へ報告する。
- 商工会災害対応システムが利用できない場合は、電話・FAX・メール等により情報共有や報告を行う。
- 報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示に従うものとする。当町は県からの指示により報告する。

#### ① システム利用可能時



- ② システム不具合発生時  
下記の流れで情報共有又は報告を行う。



また、当会は被害状況を9. 様式集に規定する様式 I に記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I  
福岡県中小企業振興課経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keieishien@pref.fukuoka.lg.jp）】

令和○年○月○日の大雨による商工被害状況 提出日：令和○年○月○日

団体名：  
記入担当者：

	被害箇所				被害状況		区分 (取扱い順に修正)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容(建物、商品、原材料、機械の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください)	
記入例	○○都○○町○丁目○	—	株式会社○○製材所	製造業	約10万円	工場内が浸水。旋盤機2台が利用できない状況。	新規→前段階に類か った情報 修正→前段階内容に 修正を加える場合 変更前→前段階内容から 変更が無い場合
	△△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約140万円	店舗前の電柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。	
1							
2							
3							

※前日までに御報告頂いた箇所は削除せずに、新規情報を追記していただきます。 ※用紙が足りない場合はコピーしてご利用ください。  
※既に御報告を頂いている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告をお願いします。

#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- 相談窓口の開設方法について当会と当町で協議する(当会は国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。)
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策(国や県、粕屋町等の施策)について地区内小規模事業者へ周知する。

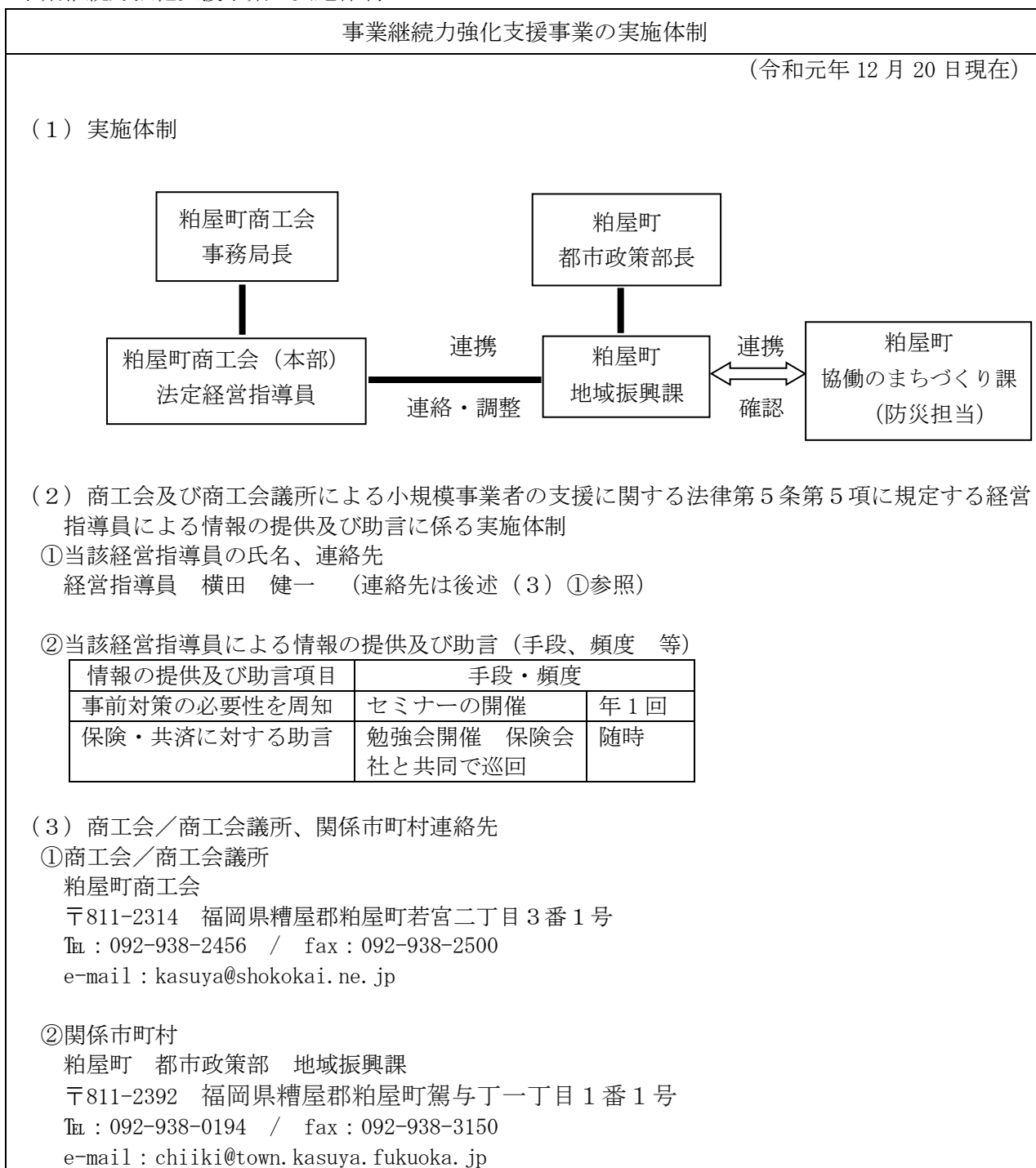
#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- 被害規模が大きく、当会の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域から応援派遣等を県等に相談する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	90	90	90	90	90
専門家派遣費	40	40	40	40	40
セミナー開催費	20	20	20	20	20
パンフ・チラシ作成費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、粕屋町補助金、福岡県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
①あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店 支店長 横山 和弘 所在地 〒812-0018 福岡市博多区住吉二丁目9番2号 電話番号 092-282-6534  ②福岡県火災共済協同組合 理事長 城戸 津紀雄 所在地 福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル 8F 電話番号 092-622-8071
連携して実施する事業の内容
①あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 >小規模事業者に対する災害リスクの周知（ハザードマップwebアプリ、損害保険見直し） >BCP策定（「BCPキットくん」によるBCP策定、BCPワークショップ・訓練セミナー） ②福岡県火災共済協同組合 >「地震危険補償特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知・PR >巡回同行募集の強化 >リスク診断への協力 >会議、セミナー、相談会での商品説明
連携して事業を実施する者の役割
①商工会 役割：リスク回避に係る個別事業者ニーズの把握及び相談の一時対応。専門家（連携先）への取次 効果：潜在的なリスクを喚起させ、リスク回避のための具体的な行動を促すことができる。 ②あいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び福岡県火災共済協同組合 役割：個別具体的なリスク回避方法の提供と専門的情報の提供 効果：発災時の損害の軽減を具体的に図ることができる。
連携体制図等



